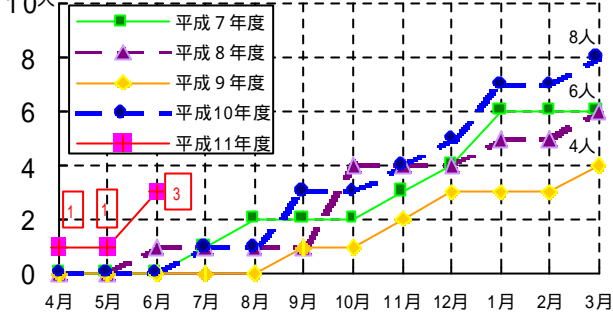


**緊急報告 (Part 2) !!**

## 平成 11 年度 上 4 半期 ( 4 月 ~ 6 月 ) 発生事故の分析結果 !!

図 - 1 死者数 ( 経年比較 )



平成 1 1 年度直轄工事関係事故の発生状況は、6 月号 ( 速報値 ) でお知らせしたとおり、今年度の上 4 半期 ( 4 月から 6 月末 確定値 ) における発生件数は 2 7 件となり、昨年同期の 1 1 件を大きく上回り、死者数〔図 - 1 参照〕も例年より多く、過去最悪 ( 対前年比 2 . 4 倍増 ) の状況になっていることから、今年度の発生傾向を把握すると共に、発生件数の減少や被害の軽減を目的とした事故分析を行いましたのでその一部を報告します。

**上 4 半期発生事故の特徴**

**公衆災害事故多発**

平成 1 1 年度は、工事関係者が起因して第三者に損害を与えた“公衆災害事故”が 1 3 件 ( 全体の約 5 割 ) と多発しています。次いで、第三者に起因して施工者側が被害を受けた“もらい事故”が 6 件、“もらい事故”であっても施工者側の安全に対する配慮不足により発生した“もらい事故的な事故” ( 3 件 ) などが依然多く発生しています。〔図 - 2 参照〕

図 - 2 事故種類別件数 ( 経年比較 )

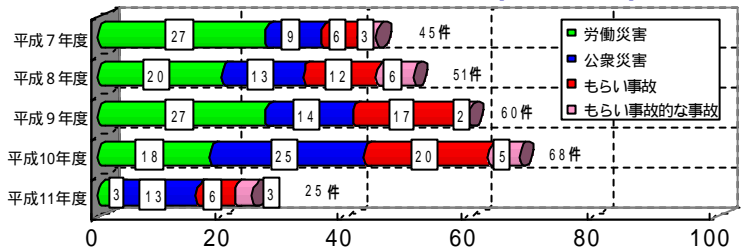
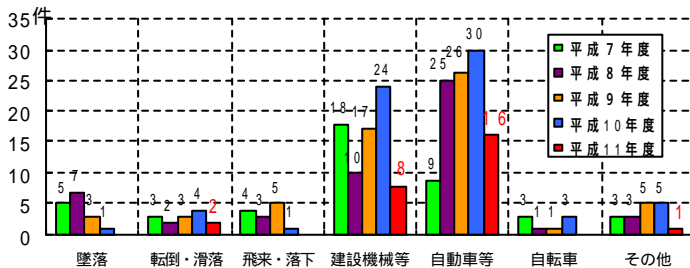


図 - 3 発生形態別件数 ( 経年比較 )



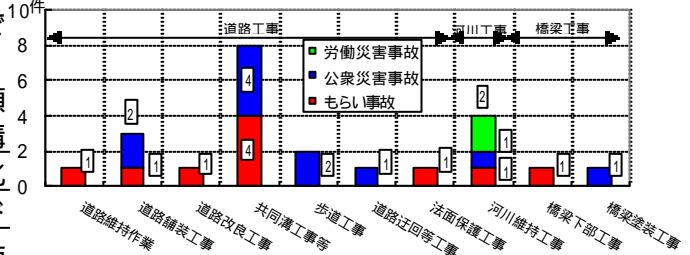
**自動車等に関する事故多発**

発生事故を「発生形態別」で見ると、現道上の工事・作業において、自動車等が関係する交通災害事故が 1 6 件 ( 全体の約 6 割 ) と多発しています。事故の内容は、一般車運転手が交通整理員の停止合図に気が付かず交通整理員を跳ね飛ばし死亡させた事故や第三者の漫然運転により交通規制内に進入し、標識車に追突した事故などが発生しています。〔図 - 3 参照〕

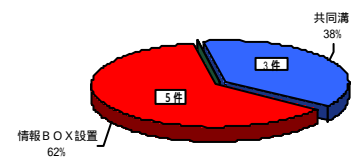
**共同溝等に関する事故多発**

平成 1 1 年度における発生件数は、〔図 - 4 〕で示すとおり道路工事関係で 1 7 件 ( 全体の約 7 割 )、河川工事関係では 4 件となっており、近年と同様の傾向を示しています。内容的には道路工事関係で共同溝工事における掘削機の推進により生じた地盤の空洞化による路面陥没事故、情報管路設置に関連したハンドホール箇所の仮復旧路面の沈下や段差により通行車両に損傷を与えた事故等、合計 8 件 ( 全体の約 3 割 ) が共同溝工事等で発生しており、平成 1 1 年度における突出した特徴となっています。また、河川工事関係では、河川維持作業において集草機の下敷きとなり死亡した事故を含め 4 件発生しています。

図 - 4 平成 1 1 年度 工事種類別発生件数



**平成 1 1 年度 共同溝工事等の内訳**



これらの事から、第三者に対する注意喚起施設・作業員に対する安全教育・指導等について今一度見直しを行い、適切な施工管理や安全点検の実施等、より一層の安全対策が望まれます。

## 7月の事故速報

(平成11年7月31日現在)

発生日時	発生場所	事故の状況
7月 1日 9:30	滋賀県	道路維持作業における道路巡回作業中、歩道用ガードレールの一部に損傷箇所を発見、前後に非常停車帯がないことから、保安施設等を設置するため減速し、歩道寄りに停車しようとしたところ、後続の一般車(4t ミキサー車)が追突、作業車後部の看板が損傷した。 【物損(維持作業車:後部看板損傷)】
7月 2日 10:10	福井県	ダム管理施設の維持作業において、繫船設備のインクライン横の斜面を手鎌による除草作業中、安全带を取り付けていた作業員が、斜面に突き出た鉄筋にロープが引っかかたため、安全带をはずしてロープを振りはずそうとした時、バランスを崩し斜面を7m滑り落ち負傷した。 【頭部・前額部打撲裂傷等 全治20日】
7月 2日 22:00	和歌山県	情報BOX設置に伴う歩道整備工事において、ハンドホール周辺の仮舗装部が沈下したことから補修作業を行うため、片側交互通行規制の準備作業中、規制終端部の交通整理員が、一般車を停止させ、反対側の状況確認を行うため振り返った時、停止していた一般車が急発進し、交通整理員が負傷した。 【左膝内側 側副韌帯損傷 全治30日間】
7月 8日 16:40	京都府	情報BOX設置工事において、管路布設後の埋戻しが完了し、防塵処理対策に必要なアスファルト乳剤を搬送するため、工用ダンプ(2t)で資材置場へ取りに行く途中、十字交差点で右折するため一旦停止、対向車両が途切れたことから発進したが、対向車線を遅れて走行してきた二輪車が右折中の工用ダンプ左後部に衝突し、二輪車運転手が転倒・負傷した。 【首髄損傷、左肺挫傷、肝臓損傷等 全治6ヶ月】
7月 9日 8:00	京都府	道路維持工事において、工用道路の防塵対策として散水作業を行っていた。給水を終えた散水車(4t)が工用道路への移動中、見通しの悪いT字交差点で、取付道から一般道に右折しようとしていた散水車に右側から走行してきた二輪車(原付)が衝突し、散水車が損傷した。 【物損(散水車 右側部損傷)】
7月 9日 8:20	滋賀県	掘削護岸工事における発生残土を工用ダンプ(10t)で処分地へ搬送し、その帰途、信号のない交差点で一旦停止、左方向からの一般車(IBOX)の走行状況を見定め発進したが、予想以上の速度で走行してきたため、直進しようとした工用ダンプが急停止したが左側に追突した。なお、一般車は衝突の反動で、反対車線側の歩道に乗上げ、防護柵に衝突・停止した。 【腕部 擦過傷(軽傷)】
7月 9日 13:18	兵庫県	橋梁塗装工事において、片側3車線の内、中央車線を交通規制(規制島)し、高所作業車で歩道橋の中塗作業を行っていたが、走行中の一般車(4tトラック)が交通規制に気付かず規制内に進入し、標識車に追突、衝撃で標識車が前方に押し出され、作業中の高所作業車に追突、標識車・高所作業車が損傷した。 【物損(標識車 前後部損傷、高所作業車 後部損傷)】
7月 9日 15:10	和歌山県	情報管路整備工事において、管路敷設後のアスファルト舗装復旧でバックホウを用いた材の敷均を行っていたが、作業の進行具合から乳剤散布の未処理区間に及ぶものと判断した機械誘導作業員が、バックホウの後方で散布機を操作していた所、後進してきたバックホウに背後から轢かれ、左足を負傷した。 【足首解放性脱臼骨折 全治3ヶ月】
7月12日 15:10	京都府	情報BOX設置工事において、情報管路敷設に伴うカッター切断作業を行うため、片側交互通行規制を行っていた。交通整理員の誘導により規制外車線を通行中の一般車(軽乗用車)が、方向指示器を出さずに左折しようとしたため、後続車が追突、4台が関係する玉突き事故となった。 【一般車 4台損傷】
7月16日 14:15	奈良県	河川環境調査において、調査作業が終了し、調査地点からの帰路途中、見通しの悪い山道(幅員3.5m)で前方から走行してきた二輪車と作業車が正面衝突、二輪車運転手が負傷した。 【作業車 前部損傷、第三者 頭部・肩・足等の打撲 全治1週間】
7月16日 15:30	大阪府	高規格堤防工事に伴う詳細設計業務において、地下埋設物等の事前確認を行い、ボーリング作業を実施したところ、水道局の上水管に当たり破損した。なお、破損は小規模であったが、水道が約3時間断水した。 【水道管の破損 約3時間断水】
7月18日 5:10	京都府	提脚保護工事において、工事施工に伴い保安施設等を設置し、片側交互交通規制を行っていたが、走行中の一般車(乗用車)が規制に気がつかず直進、規制先端部のバリケード・クッションドラム等に追突、保安施設等を破損させた。なお、加害車両は一旦停止した後に逃走した。 【物損(バリケード・クッションドラム等破損)】
7月18日 21:00	福井県	情報BOX設置工事において、ハンドホール設置個所の掘削・埋戻し後、仮復旧路面舗装により交通解放したが、路面が沈下・段差(最深約90mm)が生じたため、走行中の一般車(乗用車)のホイールキャップ等が破損した。なお、同時間帯に走行していた他の車両(4台)も同様の損傷となった。 【物損(タイヤ・ホイールキャップ等の破損 計5台)】
7月21日 15:30	奈良県	道路改良工事において、工事区域内で発生した公共残土を工用ダンプ(10t)で運搬、発生残土を荷下ろした後、荷台を下げ忘れ上げたまま発進した事から、荷台で道路上空横断架線(関西電力・NTT)を引っ掛け電線4本を切断した。なお、周辺地域が約2時間停電した。 【関西電力(電線4本切断)約2時間停電、NTT電柱添加部品 破損】
7月23日 13:40	滋賀県	情報管路設置工事において、上下2車線を片側交互交通規制により施工中、規制終端側にT字交差点(町道)があるため交通整理員により誘導を行っていたところ、町道より走行してきた一般車が交通整理員の停止合図を無視して交差点に進入、本線走行中の一般車(乗用車)に接触した。なお、加害車は逃走した。 【物損(乗用車前部 損傷)】
7月30日 8:20	大阪府	舗装修繕工事における路面切削区間において、片側2車線道路の路肩側車線を二輪車(原付)と一般車が併走していたが、一般車が左側へ車両を寄せたため、二輪車が路面切削により勾配が付いていたマンホールに乗り上げバランスを崩し転倒し、負傷した。 【両腕・両足擦り傷、足首捻挫等】
7月30日 12:40	奈良県	道路情報提供装置設置工事において、情報板基礎の掘削を行うため、事前協議(警察)を行い、路肩部の試掘調査を行ったが埋設物は不明であったことから、切土法面をバックホウで掘削していたところ、法面に敷設されていた速度規制標識の通信ケーブル(1条)を切断した。 【通信ケーブル1条切断(速度規制標識機能停止、データ送信機能停止)】